

第74回 「工賃向上」はそもそもなんのため？ 「自立」とはどういうこと？

- ・日々の業務に追われて「工賃向上」など意識できない(>_<)。
- ・「工賃向上」に対する考え方が職員間で違いすぎて、意識を共有できない。

といった課題は、どちらの事業所でも共通だと思います。

そこで今回は、意識を共有するための「理屈」を考えてみます。

ずばり「工賃向上を目指す目的」を論理的に説明できるか、ということです。

もちろん、「工賃向上」を目指す考え方はいろいろあって構わないわけですが、福祉の仕事をしている皆様の間で共有できるものとしては、障がい者の「自立」、という観点が最も説得力があると思われます。

では、「自立」とはどういうことでしょうか？ 長くなるので引用は省略しますが、社会福祉法第3条（福祉サービスの基本的理念）、第4条（地域福祉の推進）などの文言がヒントになるでしょう。そこには、「自立」、「参加」といったキーワードがあります。

また、障害者基本法第1条（目的）、第3条（地域社会における共生等）にも意味深いことが表現されています。

これら条文の趣旨を理解するヒントは、社会福祉法や障害者基本法も含め社会福祉関係の法律の背景になっている、日本国憲法の中にもあります。日本国憲法の根本的な理念は、「個人の尊重」であるとも言われます。関連して、「人権」という概念もあります。個人を尊重するために、人権を保障する、という言い方もされます。

そして「個人の尊重」や「人権」をより具体化するために、次のような各条文があると考えられます。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

「生存権」を保障したと言われる第25条です。この条文は生活保護制度などの根拠として論じられることがありますが、賃金・工賃などによって最低生活を営むことを、自治体や国、さらにその意を理解した法人などが、支援していくことも含んでいる、という一つの説明もできると思います。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
（2項略）

この第22条は、「財産権」を保障した第29条と並んで、「経済的自由権」を保障したものとされています。この経済的自由権は、実は「経済」の問題に限らず、「参政権」や、思想・良心の自由などの「精神的自由権」の保障を、実質的にサポートするものとも考えることもできます。人間は、経済的に誰かに依存してしまうと、その言動や、さらには内心までも、不自由になってしまう可能性があるからです。言い換えれば、個人がその人権を享受するためには、可能であれば経済的にも自立していることが望ましい、という説明ができます。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。（2項以下略）

「勤労の権利」を保障したことも、賃金を得て経済的に自立することが、あらゆる人権の享有に資するからとも考えられます。そして「勤労」を広く解釈すれば、作業によって工賃を得ることも含んでいる、と説明することもできます。

以上を仮に整理すると、『個人の尊重』、『基本的人権の保障』として日本国憲法も目指している、“利用者の真の自立”を、我々（法人・事業所）も支援する。高い工賃を得ることは、そのこと自体が利用者の自立に資する。また、高い工賃を得るべく能力を高めてゆくことが、ひいては一般就労に道を開き、さらなる自立に結びつく♪』といった説明ができる、というところでしょうか・・・。